



山  
徒  
心  
得

K110,1  
212

B I

237



完子

東



完子

全

山東縣版

明治九年六月



持方

持方



小學生徒心得

第一條

毎朝蚤く起き顔と洗ひ口を嗽髪  
と搔き正去く衣裳と着け父母の安  
否を訪ひ食事終れば學校へ出るの  
支度となをも忘る

第二條

書物筆紙類は前夜豫め取揃へ置く

翌朝冬校の節取落はさる様心と用  
ふべし。

### 第三條

毎朝授業時限十分前に昇校し扣所  
に於て教師の指圖と待つ座を。

### 第四條

學校に出る時又は歸宅せしときは  
必も父母長上に告げ敬禮をなすべ

### 第五條

生徒たるものは總て教師の指揮に  
従ひ決考て違背をべからば又訓誡  
を受けたる事は謹て忘る座のらす

### 第六條

昇校すれば先づ教師の前に至り禮  
となす座し。

第七條

授業の時刻来り、着席の報告あらば、速にお銘々の席に着き、教師の指圖を待つ。座し、席に着きては、餘念なく、教師の教へに心をを用ひ人と雑談し、又は、外見等となす座からば、

第八條

授業中、根に言を發し、又は、席を離る座のらす若し言はん、欲とする事ある時は、右の手と舉げ、教師の許可と得て後、發言者又ち席と立つべし、

第九條

若し授業時限に後、小昇校せば、遅参の次第と述へ、教師の指圖と待つべし、

第十條

校内と奔走し、或は大敵と發し、又は  
人を誹謗志、朋友を喧嘩口論等とあ  
を辱めらば、

第十一條

書物石盤筆墨等は、丁寧に取扱ひ破  
損又は遺失せしむる様、心を用ふべし

第十二條

戸障子に傷々、又は樂書となし、或は

瓦石の類を抛ち、危害に遊戯とあは  
しむるべからば、

校内の樹木と折り、又は草花等と抜  
きとるべからば、

第十三條

教師の許可なく、若て、教場に入里、又  
は、案内なく、隈りに他席に入る、辱め  
らば、

第十四條

帽履物傘等他人の物品と誤り用ひ  
ざる様心附く處し。

第十五條

便所に行きたらんにも、便所又は衣  
服と汚さる様用心をべし。

第十六條

途中は必ず列伍と正し徐々歩行

を履く等々の來るに逢はば傍に  
避け妨ぐとあさず又怪我過ちな犯  
様用心をべし。列伍と離たる後又々、  
獨歩の時として、遊戯となす或は無  
益に物と詠め、魚川此場所に立つ處  
のらむ

第十七條

途中に於て、官吏師友其外面識の人

に逢ふ時は、禮儀となし、挨拶をせし、  
帽と冠らば、之と脱ぎ履き。

### 第十八條

校の内外と問はず、朋友と交るには、  
信義と盡し、能く言行と慎み、何事も  
謙遜を主とし、假初にも傲慢不遜の  
振舞となまべからば、

### 第十九條

日課表は、讀物と始め、日々行ひ得た  
る事と記臆をるものと、否らざるも  
の又は行状良きもの等、良からざる  
もの等と分ち、其表と付志、試験の時、  
學業と此表と見合せ、褒美と與ふ  
ると與へざるを定むるものおれば、  
毎日、學校に出る時は、必ず持参し、着  
席の時、教師へ出し、退校の時受取る



歸るべし、宅に歸れば、之と父母に示  
さべし、

附生徒罰則

第一條

第一 授業中、私に談話をる者、

第二 授業中、教師の許可を待たず、  
振るり、席を離るる者、

第三 昇校の節、川用の物品を失忘

する者、

第四 教場において、漫りに書籍器  
械を取乱る者、

第五 教場の出入、及び着席の順序  
と素を者、

第六 履物、傘、帽等、其場所外は取乱  
し置、又は他人の履物、傘、帽等  
と濫用する者、

第七 授業時限に後れ、昇校するも

のび

右ヶ條中と犯すものは、正課時限  
三十分時間、校内に拘留も、

第二條

第一 瓦石彈丸の類と抛ち、危害の  
遊戯となす者、

第二 校内を奔走し、又は大鼓と發

考騷擾する者

第三 喧嘩口論となす者、

第四 戸壁等に瑕と付け、或々樂書  
する者、

第五 校内の樹木と折り、或は草花  
と蹂躪し、又々拔取る者、

第六 教師の訓誡と用ひざる者、

右ヶ條中と犯すものは、正課時限後

一時間校内に謹慎せよむ

第三條

第一 盜竊の心ある者、

第二 懶惰不勉強にして、度々訓誡を加ふるも改めざる者、

第三 詐偽妄語と爲し、度々訓誡と加ふるも改めざる者、

第四 一級卒業の試験に、落第三度

に及ぶ者、

右ヶ條中と犯す者ある時は、教員學區取締協議の上、學務課の指揮と請ひ、後ち處分を、

附年中休業日

毎月日曜日

一月一日より六日に至る

元始祭

新年宴會

孝明天皇祭

紀元節

祈年祭

神武天皇祭

神嘗祭

太長節



新嘗祭

十二月二十五日より三十一日

まで